

## ○定額制供給の場合の燃料費調整額算定の際に適用する基準単価

	区 分	基準単価
電 灯	10ワットまでの1灯につき	50銭6厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1円01銭1厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円02銭2厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3円03銭5厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5円05銭7厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5円05銭7厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1円51銭1厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3円02銭1厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき 100ボルトアンペアまでごとに	3円02銭1厘
臨 時 電 灯 A	総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4銭1厘
	総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	8銭2厘
	総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	8銭2厘
	総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	81銭5厘
	総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	81銭5厘
臨 時 電 力	契約電力0.5キロワットの場合1日につき	42銭9厘
	契約電力1キロワット1日につき	85銭7厘
深 夜 電 力 A	1契約につき	13円02銭0厘
農 事 用 電 力 (脱穀調整用電力)	0.5キロワット	21銭4厘
	1キロワット	42銭8厘
	2キロワット	85銭7厘
	3キロワット	1円28銭5厘
	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに	42銭8厘

※今回の認可により、定額電灯の区分について「10ワットまでの1灯につき」を新たに設定。

※上記単価は、消費税等相当額を含む。